

議第 12 号

## 下呂市馬瀬歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について

下呂市馬瀬歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 6 月 3 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

### 提 案 理 由

下呂市馬瀬歴史民俗資料館について、郷土資料の保存と活用を図る施設とするため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市馬瀬歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

下呂市馬瀬歴史民俗資料館条例（平成16年下呂市条例第175号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 市内の有形文化財を収集保存し、<u>学校教育及び大学等の</u>学術研究の資に供するため下呂市馬瀬歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">（休館日）</p> <p>第3条 資料館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">（1）・（2） （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">（3） <u>12月16日から翌年の3月14日までの日</u></p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（開館時間）</p> <p>第4条 資料館の開館時間は、<u>午前9時30分から午後4時まで</u>とする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p style="text-align: center;">（入館料）</p> <p>第7条 <u>入館料は無料とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 市内の有形文化財を収集保存し、<u>一般に公開してその教養を高め、愛郷心を養うとともに、</u>学術研究の資に供するため下呂市馬瀬歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">（休館日）</p> <p>第3条 資料館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">（1）・（2） （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">（3） <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u></p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（開館時間）</p> <p>第4条 資料館の開館時間は、<u>午前9時から午後5時まで</u>とする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p style="text-align: center;">（入館料）</p> <p>第7条 <u>入館者は、別表に定める入館料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が教育上、特に必要と認めるときは、入館料の全部又は一部を徴収しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">別表（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;"></th> <th style="width: 33%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 33%; text-align: center;">入館料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一般</td> <td style="text-align: center;">1回につ</td> <td style="text-align: center;">300円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	入館料	一般	1回につ	300円
	区分	入館料					
一般	1回につ	300円					

改正後	改正前		
		<u>き</u>	
	<u>小中高校の児童</u> <u>生徒</u>	<u>1回につ</u> <u>き</u>	<u>200円</u>
	<u>団体割引</u>	<u>1回につ</u> <u>き30人以</u> <u>上</u>	<u>1割引</u>

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

## 【参考資料】

# 下呂市馬瀬歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例要綱

## 1. 改正理由

下呂市馬瀬歴史民俗資料館について、郷土資料の保存と活用を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

## 2. 概要

### (1) 目的

下呂市馬瀬歴史民俗資料館の展示公開を止め、学校教育及び大学等の学術研究目的の利用に供する施設とします。

(第1条関係)

### (2) 休館日

冬期に長期休館日を新たに設けます。

(第3条関係)

### (3) 開館時間

資料館の開館時間を見直します。

(第4条関係)

### (4) 入館料

入館料は無料とします。

(第7条関係)

### (5) この条例は、令和元年10月1日から施行します。

(附則関係)